別事業に係るものの額に相当する額

AC_{23} ＝ 0.04948

AC_{24} ＝ 0.05014

AC_{25} ＝ 0.05101

AC_{26} ＝ 0.05268

AC_{27} ＝ 0.048

AC_{28} ＝ 0.0482

AC_{29} ＝ 0.0483

AC_{30} ＝ 0.04825

AC 令元＝ 0.04791

AC 令２＝ 0.04858

AC 令３＝ 0.04937

AC 令４＝ 0.00600

AC 令５＝ 0.00798

AC 令６＝ 0.01325

AD_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの、平成 23 年度から令和６年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するもの及び平成 23 年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち高規格幹線道路建設事業に係るもの（高速自動車国道建設事業に係るものを除く。）の額に相当する額

AE_{23} ＝ 0.02550

AE_{24} ＝ 0.02575

AE_{25} ＝ 0.02641

AE_{26} ＝ 0.02730

AE_{27} ＝ 0.025

AE_{28} ＝ 0.0242

AE_{29} ＝ 0.0241

AE_{30} ＝ 0.02403

AE 令元＝ 0.02363

AE 令２＝ 0.02376

AE 令３＝ 0.02412

AE 令４＝ 0.00345

AE 令５＝ 0.00474

別事業に係るものの額に相当する額

AC_{23} ＝ 0.04956

AC_{24} ＝ 0.05035

AC_{25} ＝ 0.05130

AC_{26} ＝ 0.050

AC_{27} ＝ 0.049

AC_{28} ＝ 0.0483

AC_{29} ＝ 0.0484

AC_{30} ＝ 0.04833

AC 令元＝ 0.04796

AC 令２＝ 0.04867

AC 令３＝ 0.00271

AC 令４＝ 0.00600

AC 令５＝ 0.00798

AD_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの、平成 23 年度から令和５年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するもの及び平成 23 年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち高規格幹線道路建設事業に係るもの（高速自動車国道建設事業に係るものを除く。）の額に相当する額

AE_{23} ＝ 0.02552

AE_{24} ＝ 0.02583

AE_{25} ＝ 0.02653

AE_{26} ＝ 0.026

AE_{27} ＝ 0.025

AE_{28} ＝ 0.0243

AE_{29} ＝ 0.0241

AE_{30} ＝ 0.02407

AE 令元＝ 0.02365

AE 令２＝ 0.02379

AE 令３＝ 0.00153

AE 令４＝ 0.00345

AE 令５＝ 0.00474